

平成 30、31 年度の保険料率が決定

均等割額は据え置き、所得割率は 0.34% 減少

後期高齢者医療制度に加入している人の、平成 30、31 年度の保険料率が決定したのでお知らせします。なお、保険料率は 2 年ごとに改定されます。

【問】市健康づくり課医療年金係 (☎ 77・8503)、福岡県後期高齢者医療広域連合 (☎ 092・651・3111)

平成 30、31 年度の保険料率

	平成 28、29 年度	平成 30、31 年度	増減
均等割額※注 1	5 万 6085 円	5 万 6085 円	据え置き
所得割率※注 2	11.17%	10.83%	0.34% 減
賦課限度額	57 万円	62 万円	5 万円 増

※注 1 「均等割額」とは、加入者全員が同じ金額を負担する保険料

※注 2 「所得割率」とは、個人ごとの総所得金額などに応じて負担する保険料

保険料の算出方法

保険料額 年額 (10 円未満切り捨て)	=	均等割額 5 万 6085 円	+	所得割額 (総所得金額等※注 3 - 33 万円) × 10.83%
----------------------------	---	--------------------	---	---------------------------------------

※注 3 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入 - 公的年金等控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

平成 30 年度の保険料軽減措置

世帯※注 4 の所得額等に応じて、均等割額が軽減されます。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	軽減の基準 (同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象 所得金額※注 5 の合計額で判定)
9 割軽減	5608 円	「33 万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、 その他の所得がない」
8.5 割軽減	8412 円	33 万円以下
5 割軽減	2 万 8042 円	「33 万円 + 27 万 5000 円 × 被保険者数」以下
2 割軽減	4 万 4868 円	「33 万円 + 50 万円 × 被保険者数」以下

※注 4 「世帯」とは、4 月 1 日時点の世帯 (年度途中で 75 歳になる人、県外から転入した人などはその時点) が基準

※注 5 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金の場合は、さらに 15 万円を控除して計算

後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険※注 6 の被扶養者だった人は、均等割額が 5 割軽減※注 7 されます。所得割額はかかりません。軽減後の保険料は、年額 2 万 8042 円です。

※注 6 社会保険とは、協会けんぽ (全国健康保険協会管掌保険)、組合管掌保険、船員保険、共済組合などのこと。国民健康保険や国民健康保険組合は非該当

※注 7 均等割額の軽減が所得により 9 割軽減、8.5 割軽減に該当する人は、それぞれ 9 割軽減、8.5 割軽減が優先



保険料額の通知

保険料額の詳細については、7 月に送付予定の「平成 30 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

入院時の食事代などの負担額が変わります

高額療養費の上限額や高額介護合算の上限額も変更

4 月から入院している人の食事代などの負担額が変更になります。

【問】市健康づくり課医療年金係 (☎ 77・8503)、福岡県後期高齢者医療広域連合 (☎ 092・651・3111)

1 食当たりの食事代 (標準負担額)

負担区分	~平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月~
3 割負担の人、一般	360 円	460 円
区分 II		
90 日までの入院	210 円	210 円
過去 1 年で 90 日を超える入院 (長期入院に該当)	160 円	160 円
区分 I	100 円	100 円

1 日当たりの光熱水費 (医療療養病床に入院している人)

入院している 65 歳以上の人	~平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月~
医療の必要性の低い人	370 円	370 円
医療の必要性の高い人 (指定難病の人以外)	200 円	370 円
指定難病の人、老齢福祉年金受給者	0 円	0 円

8 月から高額療養費の上限額が変更

高額療養費とは、同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、決められた上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。上限額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

【平成 30 年 7 月まで】

負担区分	外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯ごと)
現役並み (課税所得 145 万円以上の人)	5 万 7600 円	8 万 100 円 + (総医療費 - 26 万 7000 円) × 1% (多数回該当 4 万 4400 円)
一般 (課税所得 145 万円未満の人)	1 万 4000 円 (年間上限 14 万 4000 円)	5 万 7600 円 (多数回該当 4 万 4400 円)
非住 課民 税税		
II 住民税非課税世帯		2 万 4600 円
I 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)	8000 円	1 万 5000 円

【平成 30 年 8 月から】

負担区分	外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯ごと)
現役並み III (課税所得 690 万円以上の人)	25 万 2600 円 + (総医療費 - 84 万 2000 円) × 1% (多数回該当 14 万 100 円)	
現役並み II (課税所得 380 万円以上の人)	16 万 7400 円 + (総医療費 - 55 万 8000 円) × 1% (多数回該当 9 万 3000 円)	
現役並み I (課税所得 145 万円以上の人)	8 万 100 円 + (総医療費 - 26 万 7000 円) × 1% (多数回該当 4 万 4400 円)	
一般 (課税所得 145 万円未満の人)	1 万 8000 円 (年間上限 14 万 4000 円)	5 万 7600 円 (多数回該当 4 万 4400 円)
非住 課民 税税		
II 住民税非課税世帯		2 万 4600 円
I 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)	8000 円	1 万 5000 円

8 月から高額介護合算療養費の上限額が変更

負担区分	基準額限度額 (年額)		負担区分	基準額限度額 (年額)	
	~平成 30 年 7 月	平成 30 年 8 月~		~平成 30 年 7 月	平成 30 年 8 月~
現役並み III		212 万円	一般		56 万円
現役並み II	67 万円	141 万円	区分 II		31 万円
現役並み I		67 万円	区分 I		19 万円